

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

12月3日から12月9日の1週間は「障害者週間」です。市では、障がい者が社会・経済・文化など、さまざまな分野の活動に積極的に参加できるよう、各種支援を行っています。ぜひご利用ください。

各種障害者手帳をお持ちの方が利用できる制度	
補装具の交付・修理	体の不自由な部分を補う補装具の交付・修理費用の一部を助成します。
日常生活用具の給付・貸与	自立した生活を支援・実現するための用具(ストマ用装具・特殊寝台等)の給付・貸与費用の一部を助成します。
各種手当	重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担を軽減するために特別障害者手当、特別児童扶養手当など、各種手当が支給されます。
ヘルプマーク・ヘルプカード	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていると知らせることで、援助を受けやすくするために、ヘルプマークとヘルプカードを配布しています。
障害福祉サービス	障がいのある方のそれぞれの障がい程度や居住などの状況をふまえ、地域の中で生活を続けていけるよう、移動の介護や家事援助、施設入所などの支援を受けられるサービスです。
障害児通所支援サービス	障がいがあったり発達に心配がある児童に療育を提供する事業です。日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
地域生活支援事業	障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援をする事業です。自宅にて機械浴を行う訪問入浴や、聴覚障がいなどにより意思疎通に支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う事業などがあります。
いばらき身障者等用駐車場利用証	障がいがある方や高齢者、妊産婦の方などに、身障者等用駐車場の利用証を発行しています。必要としている方が適切に利用できるよう、ご協力をお願いします。

※ここで紹介しているものは一部です。所得や障がいの程度・種類などによって、対象とならない場合もあります。

障がいには、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障害、高次脳機能障害があります。
外見から障がい分からない方でも、ヘルプマークやヘルプカードで周囲の援助等を必要としていることを知らせています。見かけたら、できる範囲で手助けをお願いします。



☎ 社会福祉課 社会福祉 G ☎ 52-1111 内線 135

難病患者福祉見舞金の申請を受け付けます

対象	指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証をお持ちの方で、本市に住所がある方 ※生活保護法による扶助者は除く
手当額	年額20,000円
申請方法	下記必要書類を、社会福祉課または各支所へ直接または郵送で申込 ①指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証 ②印鑑(代理申請の場合) ③振込先口座番号が分かるもの(通帳等)
申請期限	令和7年2月20日(木)

申請・☎ 社会福祉課 社会福祉 G ☎ 52-1111 内線 134